

今月のマイナンバー情報

『通知カード』の配達が始まりました



現在、個人番号が記載された『通知カード』が、各世帯へ簡易書留で届けられています。配達時にご不在だった場合、ピンク色の簡易書留ご不在連絡票が郵便受けに投かんされ、通知カードは郵便局で、投かん日の翌日から7日間保管されますので、郵便局へ再配達を申し込んでください。さらに、郵便局での保管期間を過ぎると、通知カードは市役所へ届けられることになっていきます。

また、お手元に通知カードが届いていない場合は、市民課までお問い合わせください。市役所で保管されている通知カードを受領する際には、本人確認書類が必要です。また、代理人が受け取られる場合は、委任状に加え、本人と代理人の方それぞれの本人確認書類が必要になります。忘

税金の申告に『電子申告(e-tax)』を利用される方へ

個人番号カードは、本人確認書類としてだけでなく、電子申請や電子申告(e-tax)にも利用できます。

ただし、個人番号カードは現在、申請からカードのお届けまで、最短でも3か月はかかるの見込まれています。住民基本台帳カードと個人番号カードは、重複して所持することができず、個人番号カードの申請と同時に、住民基本台帳カードを返還していただくことから、確定申告の時期に、電子申告に必要なカードがお手元になく、電子申告が利用できない場合があります。



不在時に投函されるピンク色の簡易書留ご不在連絡票

地区説明会を開催します

加東市では、市内56会場を巡回するマイナンバー制度説明会を開催します。各会場では、顔写真の撮影を無料で行うなど、個人番号カードの交付申請をお手伝いします。詳しい日程・会場・内容については、広報かとう11月号(先月号)とともにお配りした説明会開催案内をご覧ください。



マイナンバーは生涯寄り添うパートナー

マイナンバーは、今後、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使用されるおそれがあるなどの場合を除き、変更されませんので、大切に管理しましょう。



問い合わせ
市民生活部市民課(庁舎1階)
43-0390

住民基本台帳カード(電子証明書付き)の発行は12月22日(火)まで!!

来年初めて電子申告する場合や、カードの有効期限が迫り、更新が必要な場合などには、交付または更新手続きとカードの受領を、12月22日(火)までにお済ませください。

詐欺にご注意ください 全国各地でマイナンバー制度をかたつた詐欺の情報が伝えられています。

事例①

市役所職員を名乗る人物が電話で個人番号や家族構成、生年月日等を聞き出した後、市役所の別の職員を装った人物が電話をよこし「先ほど電話した職員は偽物だ。マイナンバーを教えたことを帳消しにするため、手数料〇〇万円を支払ってください」といった内容でお金をだまし取るうとす



事例②

「マイナンバーを入力するだけであなたの運勢がわかる」といった触れ込みの占いサイトを装い、個人番号を聞き出そうとする



市役所などの機関が、マイナンバーの手続きに関連して、みなさまの家族構成や生年月日、口座番号などを尋ねたり、

お金やキャッシュカードを要求したりすることはありません。相手が公的機関を名乗っても、個人番号などの個人情報をお金を教えないでください。マイナンバー制度に関連した詐欺の手法は日に日に巧妙化、多様化しています。十分に注意し、怪しいと感じたらすぐに市民課窓口までご連絡ください。

問い合わせ

市民生活部市民課(庁舎1階)
43-0390

平成22年度から平成24年度までにヒブ、小児用肺炎球菌および子宮頸がん予防ワクチンを接種された方へ

厚生労働省から次のとおり通知がありましたので、お知らせします。

平成25年3月31日までに、市の助成で、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンおよび子宮頸がん予防ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に副反応等で何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医薬品副作用被害救済制度(その受診にかかった医療費・医療手当が支給される制度)を受けることができます。

お心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、下記までお問い合わせください。

相談窓口

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
救済制度相談窓口

☎0120-149-931 (フリーダイヤル)

※IP電話等の方でフリーダイヤルがご利用にならない場合は、☎03-3506-9411 (有料)をご利用ください。

受付日時

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時から17時まで

問い合わせ

市民生活部健康課(庁舎2階) ☎43-0435

平成28年度 障害児タイムケア利用者を募集します

障がいのある中学生・高校生の下校後の活動場所の確保、社会に適応するための生活指導、保護者の就労支援を目的に『障害児タイムケア事業』を実施しています。

障害児タイムケア事業をご利用いただける方は、次の①から③のすべてに該当する方です。

- ①加東市に住所があり、身体障害者手帳または療育手帳を所持されている方
- ②中学校・高等学校・特別支援学校中等部および高等部に在学されている方
- ③同居する18歳から65歳までの家族に、仕事や病気、家族の介護などの理由で見守ってもらうことができないため、放課後や夏休みに活動場所が必要な方

利用日時 月曜日から金曜日 下校後から18時まで
※夏休みなどの長期休業期間は8時30分から18時まで

利用料金 月額6,000円(8月のみ15,000円)

実施場所 ラポートやしろ2階

申込に必要なもの

- ①利用申込書
- ②勤務証明書など家族が見守ることができないことを証明する書類
- ③障害者手帳の写し
- ④印鑑

申込手続 12月25日(金)までに必要書類を社会福祉課へ提出してください。

申込書類は社会福祉課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※受付期間終了後、面接を行い、利用者を決定します。

問い合わせ

福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0409